○公安委公告

一般競争入札の実施

開催 (都市計画課).....の整備、田布施都市計画都市計画区域の整備、

催 (都市計画課)......区域の整備、平生都市計画都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開

開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の

)監査公表

監査公表.

催 (都市計画課) の整備、防府都市計画都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開

Щ

催 (都市計画課)の整備、柳井都市計画都市計画区域の整備、

催(都市計画課).....の整備、大島都市計画都市計画区域の整備、

開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開

開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開

開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開

開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開

四

兀

IJ

催 (都市計画課).....の整備、東和都市計画都市計画区域の整備、

П

催 (都市計画課)の整備、長門都市計画都市計画区域の整備、

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (住宅課).....

道路の位置の指定 (建築指導課)......

目

次

〇告示

平成 23 年 8月2日 (火曜日)

山口県告示第三百十五号

の位置を次のとおり指定した。 一下 二松 地 その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路 平成二十三年八月二日

山口県知事

_

井

関

成

			八及び	二八三の一八及び	<u>-</u>	三	(市望町三丁目一二
レー る土地の面積 長 道路の敷地とな	延 (メートレ)長	幅(メートレ)	地	番	び	及	名

山口県告示第三百十六号

Ξ

及び状況を要件とする資格 (以下「経営規模等入札参加資格」 営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ 稗田県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模 方法等について次のとおり定めた。 という。) 並びに当該経

平成二十三年八月二日

五

六

五

稗田県営住宅新築工事

山口県知事

井

関

成

工事場所 下関市山の田北町五〇番

工事の概要

七

七

鉄筋コンクリート造 地上	構
地上六階建	造
=	延
	ベ
平方	面
〇八七平方メートル	積
	戸
三〇日	数

経営規模等入札参加資格

=

九

八

П

構成するものに限る。)とする。 人札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

- 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
- 規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事の 示(平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。) 二の○の A等級であること。 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- 定する特定建設業の許可 (建築工事業に係るものに限る。) を受けていること。 出資比率が三十五パーセント以上であること。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。) 第三条第六項に規
- 事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの (以下「総合評定値」という。) の建築一式工事の数値が八百以上であること。 共同企業体の代表者の平成二十三年八月一日までに国土交通大臣又は都道府県知
- ること。 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であ

経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の○に規定する共)を提出しなければならない。

共同企業体協定書の写し

Щ

- 総合評定値通知書の写し
- 特定建設業の許可通知書の写し

3 2

委任状

申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十三年八月十七日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

> その他 平成二十三年八月三十日までに発送する

四

八七〇) にすること。 この審査についての問合せは、 山口県土木建築部住宅課 (電話〇八三-九三三-三



(二四〇) 防府都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針の変更の案に関する

催します。 画都市計画区域の整備、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、 開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開 防府都市計

山口県知事

井

関 成 平成二十三年八月二日

開催の日時

平成二十三年九月八日 (木曜日)午後七時

開催の場所

防府市緑町一丁目九番| 防府市文化福祉会館

Ξ 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する防府都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

次のとおりとする。

兀 公述の申出の手続

申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三—八五〇一)山口県土 までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面 (以下「公述 木建築部都市計画課に提出してください。 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月一日 (木曜日)

公述申出書を提出した者のうち、 なお、郵送の場合は、平成二十三年九月一日までの消印のあるものに限ります。 同種の意見を有する者が多数ある場合には、 公

聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります

することがあります。 公聴会の運営を円滑にするため、 必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

五 (四) 者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。 □及び□に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

三七三三) にしてください 公聴会に関する問合せは、 山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三-

関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号 山口県土木建築部都市計画課

防府市駅南町一三番四〇号 防府土木建築事務所

防府市寿町七番一号

防府市土木都市建設部都市計画課

縦覧に供します。 次のとおり」 は 省略し、 その関係書類を五の二の関係図書の縦覧場所において

(三四二) 臨港地区の変更の案に関する公聴会の開催市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更の案並びに周南都市計画周南都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案、周南都

画都市計画区域の整備、 街化調整区域との区分の変更の案並びに周南都市計画臨港地区の変更の案に関する公聴 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定に基づき、 開発及び保全の方針の変更の案、 周南都市計画市街化区域と市 周南都市計

平成二十三年八月二日

会を次のとおり開催します。

山口県知事 _ 井 関 成

開催の日時

平成二十三年九月六日 (火曜日)午後七時

開催の場所

周南市岐山通一丁目四

周南市市民館 (労働会館

公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する周南都市計画都市計画区域の整備、 次のとおりとする。 開発及び保全の方針

 $(\underline{\hspace{1cm}})$ 変更する周南都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分

次のとおりとする。

 (Ξ) 変更する周南都市計画臨港地区 次のとおりとする。

兀 公述の申出の手続

日) までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面 「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三-八五〇一)山 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年八月三十日 (火曜 (以 下

口県土木建築部都市計画課に提出してください

なお、 郵送の場合は、 平成二十三年八月三十日までの消印のあるものに限りま

聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、 公

することがあります 公聴会の運営を円滑にするため、 必要がある場合には、 意見を述べる時間を制限

者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します □及び□に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

五

公聴会に関する問合せは、

山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三-

三七三三)にしてください。

関係図書は、次の場所において縦覧に供します

山口県土木建築部都市計画 課 山口市滝町一番一号

周南市毛利町二丁目三八

周南土木建築事務所

下松市大手町三丁目三番三号

下松市建設部都市計画課

光市中央六丁目一番一号

光市建設部都市整備課

周南市岐山通一丁目一

周南市都市整備部都市政策課

縦覧に供します。 (「 次のとおり」 Ιţ 省略し、その関係書類を五の□の関係図書の縦覧場所において

Ξ

四

묵 開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。 画都市計画区域の整備、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会の開け、大和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに熊毛都市計 開発及び保全の方針並びに熊毛都市計画都市計画区域の整備

大和都市計

周南市毛利町二丁目三八

山口県土木建築部都市計画

課

周南土木建築事務所

山口市滝町一番一号

平成二十三年八月二日

山口県知事

開催の日時

平成二十三年九月六日 (火曜日) 午後七時

開催の場所

周南市岐山通一丁目四 周南市市民館 (労働会館

公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

Ξ

画都市計画区域の整備、 変更する大和都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針 開発及び保全の方針並びに熊毛都市計

次のとおりとする。

公述の申出の手続

日) までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面 (以下 口県土木建築部都市計画課に提出してください。 | 公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三-八五〇一) 山 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年八月三十日 (火曜

なお、 郵送の場合は、平成二十三年八月三十日までの消印のあるものに限りま

聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、 公

することがあります。 公聴会の運営を円滑にするため、 必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します 二及び三に掲げる場合においては、 理由を付してその旨を公述申出書を提出した

三七三三) にしてください 公聴会に関する問合せは、 山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三- 五

その他

関係図書は、 次の場所において縦覧に供します

> _ 井 関 成

周南市岐山通一丁目一

光市中央六丁目一番一号

光市建設部都市整備課

(「次のとおり」は、 周南市都市整備部都市政策課

縦覧に供します。 省略し、その関係書類を五の□の関係図書の縦覧場所において

(二四三) 長門都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針の変更の案に関する

催します 画都市計画区域の整備、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、 開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開 長門都市計

平成二十三年八月二日

山口県知事

井

関 成

開催の日時

開催の場所

平成二十三年八月十九日 (金曜日)午後八時

 \equiv

長門市東深川一三二四の

公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案 長門市物産観光センター

Ξ

変更する長門都市計画都市計画区域の整備、 次のとおりとする。 開発及び保全の方針

兀 公述の申出の手続

日) までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面 (以下 口県土木建築部都市計画課に提出してください。 「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三—八五〇一)山 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年八月十二日 (金曜

なお、郵送の場合は、 平成二十三年八月十二日までの消印のあるものに限りま

- 聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、
- することがあります。 公聴会の運営を円滑にするため、 必要がある場合には、 意見を述べる時間を制限
- 者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します 二及び三に掲げる場合においては、 理由を付してその旨を公述申出書を提出した

五 三七三三) にしてください 公聴会に関する問合せは、 山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三-

関係図書は、次の場所において縦覧に供します 山口市滝町一番一号

長門市東深川一八七五の 山口県土木建築部都市計画課

長門市東深川一三三九の二 長門土木建築事務所

長門市建設部都市建設課

次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を五の〇の関係図書の縦覧場所において

縦覧に供します。

П

(二四四) 公聴会の開催柳井都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針の変更の案に関する

Щ

催します。 画都市計画区域の整備、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、 開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開 柳井都市計

平成二十三年八月二日

開催の日時

平成二十三年九月八日 (木曜日)午後八時

開催の場所

柳井市柳井三七一八

柳井市文化福祉会館

山口県知事 _ 井 関 成

(二四五) 大島都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針の変更の案に関する

催します 画都市計画区域の整備、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、大島都市計 開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開

Ξ 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する柳井都市計画都市計画区域の整備、 次のとおりとする。 開発及び保全の方針

公

兀 公述の申出の手続

申出書」という。)を山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三-八五〇一)山口県土 までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面 (以下「公述 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月一日 (木曜日)

木建築部都市計画課に提出してください。 なお、郵送の場合は、平成二十三年九月一日までの消印のあるものに限ります。

- 聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公
- することがあります。 公聴会の運営を円滑にするため、 必要がある場合には、意見を述べる時間を制限
- 者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。 □及び□に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

 $\overline{\mathcal{H}}$

- 三七三三) にしてください 公聴会に関する問合せは、 山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三-
- 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番三号

柳井土木建築事務所

柳井市南町一丁目一〇番二号

柳井市建設部都市計画課

縦覧に供します。

(「次のとおり」

Ιţ

省略し、その関係書類を五の①の関係図書の縦覧場所において

Щ

報

号 2279

平成二十三年八月二日

開催の日時

平成二十三年九月十三日 (火曜日) 午後八時

開催の場所 大島郡周防大島町大字小松一三八の

大島文化センター

公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する大島都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針

公述の申出の手続 次のとおりとする。

申出書」という。)を山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三—八五〇一)山口県土 までに、 木建築部都市計画課に提出してください。 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月六日 (火曜日) なお、郵送の場合は、平成二十三年九月六日までの消印のあるものに限ります。 意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述

聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、 公

 (Ξ) することがあります。 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

П

者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します □及び□に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

五 その他

三七三三) にしてください 公聴会に関する問合せは、 山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三-

関係図書は、 次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町 一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番三号

柳井土木建築事務所

大島郡周防大島町大字久賀五一三四

周防大島町産業建設部建設課

次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の〇の関係図書の縦覧場所において

縦覧に供します。

山口県知事

_ 井 関 成

(二四六) 公聴会の開催東和都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針の変更の案に関する

催します。 画都市計画区域の整備、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、 開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開 東和都市計

平成二十三年八月二日

山口県知事

=

井

関 成

開催の日時

平成二十三年九月十三日 (火曜日)午後八時

開催の場所

大島文化センター

大島郡周防大島町大字小松一三八の

Ξ 変更する東和都市計画都市計画区域の整備、 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案 次のとおりとする。 開発及び保全の方針

公述の申出の手続

兀

申出書」という。)を山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三—八五〇一)山口県土 までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面 (以下「公述 木建築部都市計画課に提出してください。 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月六日 (火曜日)

公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、 なお、郵送の場合は、平成二十三年九月六日までの消印のあるものに限ります。 公

することがあります 聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。 公聴会の運営を円滑にするため、 必要がある場合には、 意見を述べる時間を制限

者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します □及び⊡に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

五

三七三三) にしてください。 公聴会に関する問合せは、 山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三-

六

縦覧に供します。 (二四七) $(\underline{\hspace{1cm}})$ 関係図書は、 次のとおり」は、 柳井市南町三丁目九番 山口市滝町一番一号 大島郡周防大島町大字久賀五一三四 柳井土木建築事務所 周防大島町産業建設部建設課 山口県土木建築部都市計画課 る公聴会の開催田布施都市計画都市計画区域の整備、 次の場所において縦覧に供します。 省略し、 号号 その関係書類を五の〇の関係図書の縦覧場所において

開発及び保全の方針の変更の案に関す

計画都市計画区域の整備、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一項の規定に基づき、 開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり 田布施都市

平成二十三年八月二日

= 井

山口県知事 関

成

(二四八) 平生都市計画都市計画区域の整備、 開発及び保全の方針の変更の案に関する

催します。 画都市計画区域の整備、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、平生都市計 開発及び保全の方針の変更の案に関する公聴会を次のとおり開

平成二十三年八月二日

山口県知事

井 関 成

開催の日時

開催の場所 平成二十三年九月十二日 (月曜日) 午後八時

熊毛郡平生町大字平生町二一〇の

平生町役場第三庁舎大会議室

Ξ 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

郵送の場合は、平成二十三年九月二日までの消印のあるものに限ります。

変更する平生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

公

聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。 公聴会の運営を円滑にするため、 必要がある場合には、意見を述べる時間を制限

することがあります

者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します。 □及び□に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

三七三三) にしてください 公聴会に関する問合せは、 山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三-

関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号

山口県土木建築部都市計画課

柳井市南町三丁目九番三号

柳井土木建築事務所

熊毛郡田布施町大字下田布施三四四〇の

(「次のとおり」は、

省略し、

その関係書類を五の①の関係図書の縦覧場所において

田布施町役場

縦覧に供します。

五

までに、

묵

兀 公述の申出の手続 次のとおりとする。 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成二十三年九月五日 (月曜日)

木建築部都市計画課に提出してください。 なお、郵送の場合は、平成二十三年九月五日までの消印のあるものに限ります。

申出書」という。)を山口市滝町一番一号 (郵便番号七五三—八五〇一)山口県土

意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面 (以下「公述

聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、 公

することがあります。

者又は公聴会において意見を述べることができる者に通知します (二及び)三に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した

その他 三七三三) にしてください 公聴会に関する問合せは、 山口県土木建築部都市計画課 (電話〇八三-九三三-

関係図書は、次の場所において縦覧に供します。 山口市滝町一番一号

柳井市南町三丁目九番三号 山口県土木建築部都市計画課

П

熊毛郡平生町大字平生町二一〇の

柳井土木建築事務所

平生町役場

Щ

縦覧に供します。 次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を五の二の関係図書の縦覧場所において



公 告

般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成

平成二十三年八月二日

山口県知事 井 関 成

人札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

物品等の名称及び数量 指紋自動識別システム 一式

物品等の特質等

使用期間 入札説明書及び仕様書による

(四)

 (Ξ)

平成二十四年一月一日から平成三十年十二月三十一日までの間

使用場所

番 号 山口県警察本部刑事部鑑識課

入札参加資格

山口市滝町

する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号) 第百六十七条の四第一項に規定 八札に参加できる者は、 次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並び る物品等の種類等に関する告示(平成二十三年山口県告示第七十七号)に基づく資 の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達す びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成二十一年山口県告示第二百 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 に物品等の買入れ、 八十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れ 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業 借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であるこ

(四) 委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けて いないこと 平成二十三年八月二日から同年九月十二日までの間のいずれの日においても業務

契約条項を示す場所

Ξ

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

八

平成二十三年九月十二日午前十時三十分

兀 入札説明書及び仕様書の交付

五 る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額 (その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を加算した金 入札書の記載方法、 山口県警察本部刑事部鑑識課において交付する。 記載方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す 提出場所及び受領期限 入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当す

(=)提出場所 山口県警察本部刑事部鑑識課

受領期限

九月十二日午前十時三十分) 平成二十三年九月九日午後五時十五分 (入札書を持参する場合は、平成二十三年

入札を執行する場所及び日時 場 所

日時 山口市滝町一番一号 山口県警察本部四階管理室四〇一

七 入札保証金

免除する。

八

無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札参加資格のない者がした入札

記名押印 (署名を慣習とする外国人にあっては、自署) のない入札

○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定方法

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第百五十四条の規定に基づ

十 その他

契約担当者

山口県知事 二井 関成

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

> (Ξ) 契約書の作成の要否

(四) 契約保証金 免除する。

をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。 この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

内線四六三五)に問い合わせること。 詳細については、山口県警察本部刑事部鑑識課(電話〇八三-九三三-〇一一〇

(六)

(五)

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Automated Fingerprint Identification System, 1 set

Use term: From January 1, 2012 to December 31, 2018

(4) Use place: Identification Division, Criminal Investigation Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

quarters, 1-1 Taki-machi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110) Division, Criminal Investigation Department, Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Identification Yamaguchi Prefectural Police Head-

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., September 9, 2011 (In case of bringing a tender : 10:30 A.M., September 12, 2011)



監査公表第6号

旨の通知があったので、 4 項の規定による監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり同条第 これを公表します

平成23年8月2日

山口県監査委員 禃 淵 X

汨 牟 才 \mathbb{H} 灩 雲

回 回

九